

みどりのまちづくりのため 緑化計画書の提出が必要です

▶対象 区内で行う次の建築行為など

- ①敷地面積300㎡以上の建築物の新築・増築・改築
- ②敷地面積1,000㎡以上の製造施設・貯蔵施設・屋外運動競技施設・屋外娯楽施設の建設
- ③収容台数20台以上で敷地面積300㎡以上の駐車場の設置

●「地域力を生かした大田区まちづくり条例」で規定する①事業区域面積が350㎡以上か区画数が5区画以上の道路を設ける住宅宅地開発事業②計画戸数が15戸以上の集団住宅建設事業③事業区域面積が350㎡以上の墓地開発事業

※緑化が完了したときは速やかに緑化完了届を提出してください

▶問合せ先 建築審査課建築指導担当 ☎5744-1387 FAX5744-1557



危険です! 「ながら運転」

区では、「ながら運転」禁止等道路交通法関係法令の遵守を条例で定めています。区内で発生している交通事故全体に占める自転車関与率は53.5%(令和4年5月末時点)です。

気をつけよう!

- 自転車に乗るときはスマートフォンなどを使用しない
- 雨天時にやむを得ず自転車に乗るときは、レインコートを着用する

▶問合せ先 都市基盤管理課交通安全・自転車総合計画担当
☎5744-1315 FAX5744-1527



後期高齢者医療保険に加入している方へ

令和4年度 後期高齢者医療保険料通知書を7月中旬に郵送します

保険料の納付方法に応じて、下表のとおり郵送します。

保険料の納付方法	内容
① 特別徴収(年金からの差し引き)	納入通知書兼特別徴収決定通知書
② ①に該当せず、口座振替の手続きが未済	納入通知書、7月～令和5年3月分の納付書
③ ①に該当せず、口座振替の手続き済み	納入通知書
④ 納付書で納めていて10月以降①へ変更	納入通知書兼特別徴収決定通知書7～9月分の納付書3枚
⑤ 口座振替の手続き済みで10月以降①へ変更	納入通知書兼特別徴収決定通知書

▶保険料

前年の所得に基づき東京都後期高齢者医療広域連合が年間保険料額を決定します。令和4年度の所得割率は9.49%、均等割額は46,400円、限度額は66万円です。

元被扶養者への均等割額軽減の適用期間は、本則のとおり加入から2年を経過する月までとなります。

▶納付方法

納付方法の決定(保険料の月割)は区が行っています。ご自身の納付方法は通知書でご確認ください。特別徴収の方は口座振替に変更できます。申請方法は通知書に同封のお知らせをご確認ください。

新しい後期高齢者医療被保険者証を郵送します

7月下旬に郵送します。8月1日以降にお使いください。今回お送りする被保険者証は令和4年10月1日から2割負担が導入されることに伴い、有効期限が令和4年9月30日となっています。9月下旬に新たに被保険者全員に被保険者証をお送りします。※有効期限の切れた被保険者証は、8月1日以降、はさみを入れるなどして破棄してください

▶問合せ先 国保年金課 FAX5744-1677(共通)

通知書・保険料額・保険証=後期高齢者医療資格担当 ☎5744-1608

保険料の納付・口座振替・延滞金=後期高齢者医療収納担当 ☎5744-1647

令和4年3月31日現在の区の財政状況をお知らせします

■一般会計予算執行状況

(表内の数値は各表示単位未満を四捨五入)

予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
3,200億6,446万円	2,947億3,538万円	92.1%	2,771億6,521万円	86.6%

■特別区債現在高

令和4年3月末現在高 171億4,975万円

■区有財産

区分	数量	金額	内容
土地	2,657,523㎡	1兆291億9,575万円	庁舎、学校、公園など
建物	1,261,254㎡	1,048億2,256万円	庁舎、学校など
工作物	—	88億7,285万円	公園、児童遊園の施設など
動産	10個	—	浮標、浮桟橋
無体財産権	58件	—	著作権など
有価証券	—	4,020万円	株券
用益物権	1,326㎡	—	地上権
出資による権利	13件	9億4,784万円	大田区土地開発公社出えん金など
物品	89,857点	244億7,489万円	庁舎、学校の備品など
債権*	14件	108億3,953万円	大田区土地開発公社貸付金など
基金	19件	1,322億3,640万円	積立基金、運用基金

※債権には、令和3年度の歳入に係る債権以外の債権について記載しました

詳細は、区HPをご覧ください。

▶問合せ先 財政課財政担当 ☎5744-1126 FAX5744-1502

新型コロナワクチン接種のお知らせ

4回目接種が始まっています

4回目の接種は、60歳以上の方と基礎疾患のある方などが対象です。詳細は区報臨時号(6月3日発行)か区HPをご覧ください。

大田区新型コロナワクチン接種コールセンター

(月～土曜、午前8時30分～午後5時15分※日曜、休日を除く)

☎6629-6342 FAX5744-1574

※間違い電話が多くなっています。今一度、番号をお確かめの上お電話ください



最新情報は
こちら



予約方法などは
こちら

1～3回目の接種も実施しています

●1・2回目対象の方

5歳以上(新たに5歳になった方、大田区に転入した方も対象です)

●3回目対象の方

12歳以上で、2回目の接種から5か月が経過している方(ノババックスワクチンは6か月経過している方)

要配慮者のためのマイ・タイムライン講習会

高齢の方や障がいのある方が、風水害に備えるための避難行動計画(マイ・タイムライン)を作成します。

▶対象 ①要配慮者(高齢の方、障がいのある方)を日頃から支援している事業者②要配慮者とそのご家族 ※②は手話通訳有り

▶日時 ①支援事業者=8月3日(水)午前9時30分～11時30分、午後4時～6時
②要配慮者と家族=8月23日(火)・29日(月)午前10時～11時30分

▶会場 オンライン(8月29日のみ消費者生活センター)

▶申込方法 7月1～25日に問合せ先へ電話かFAXか郵送(2面記入例参照)。電子申請も可。

▶問合せ先 福祉管理課調整担当 ☎5744-1721 FAX5744-1520

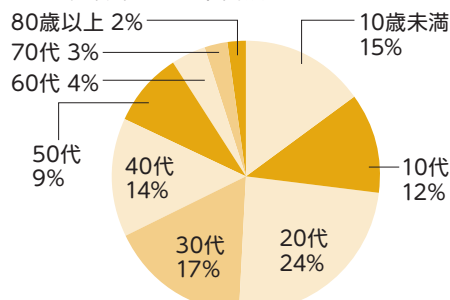


詳細はこちら

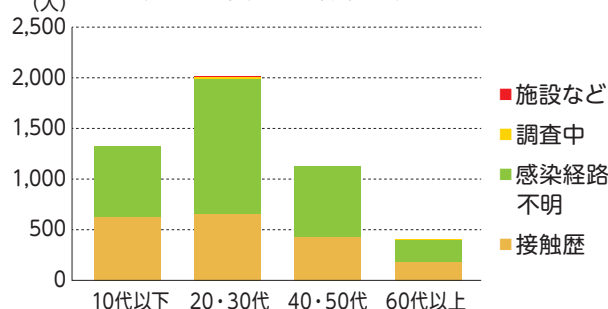
区内新型コロナウイルス感染状況

令和4年6月1日時点 ●累計陽性者数 83,364名 ●回復者数 78,686名

●区内陽性者の年代別割合(5月1～31日)



●区内の感染経路別陽性者数(5月1～31日)



●5月の区内の傾向と課題

陽性者数は4月は9,334名、5月は4,878名と減少しているものの、高い水準で推移しています。

●感染対策とマスク着用について

国から「距離が確保できる場面」「会話をほとんど行わない場合」「密にならない外遊び」などではマスクを外すことを推奨すると周知されました。屋外では熱中症の危険が高いため、マスク着用の必要のない場面は外すようお願いします。引き続き、手洗いや手指消毒などの感染対策にご協力をお願いします。



感染者情報の
詳細はこちら



国からの周知
厚労省HP

▶問合せ先 大田区新型コロナウイルス感染症対策本部(防災危機管理課) ☎5744-1235 FAX5744-1519